

○富士宮市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

令和8年2月20日

富士宮市条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、富士宮市議会議員（以下「議員」という。）が本市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該期間の属する会計年度の直前の会計年度（議員である期間に限る。以下「対象期間」という。）における本市に対する請負（対象期間において対価の支払を受けたものに限る。以下同じ。）について、議長（議長にあつては、副議長。次項において同じ。）に対し、次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 対象期間において支払を受けた対価の総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定により提出した報告書を訂正する必要があるときは、議長に対し、当該訂正の内容を記載した訂正届を提出しなければならない。

(報告書等の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条の規定により提出された報告書及び訂正届（以下「報告書等」という。）の内容をまとめた一覧を作成し、これを公表しなければならない。

(報告書等の保存等)

第4条 議長は、報告書にあつては、当該報告書を提出すべき期限の翌日、訂正届にあつては当該訂正届が提出された日の翌日からそれぞれ起算して5年を経過する日まで保存し

なければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告書等の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。